国民年金への加入手続きは

●年金

年金は　年を　とった人や　障害のある人が　もらえる　お金です。安心して　生活することができます。年金に　入っている人が　死んだときは　家族が　お金を　もらえます。

年金には、国民年金や　厚生年金保険が　あります。

日本に　住んでいる　20 歳から　59 歳までの人は　外国人でも　年金に　入ります。

会社や　工場で　働いている人は　厚生年金保険に　入ります。会社が　申し込みを　します。

国民年金は　入る人が　市役所の　国民年金窓口センターへ　行って　ください。

国民年金窓口センター　　電話　079-221-2332

●老齢、障害、遺族基礎年金が　もらえます

・老齢基礎年金は　10 年（受給資格期間<お金を　はらった　時間>）以上　保険料を　払った人が　65 歳に　なったときに　もらえます。

・障害基礎年金は　年金に　入っている　20 歳以上の人が　障害者<目が　見えない人、耳が　聞こえない人など>に　なったときに　もらえます。20 歳より　前の　病気や　ケガで　障害者<目が　見えない人、耳が　聞こえない人など>に　なった人も　もらえます。

・遺族基礎年金は　年金に　入っている人が　死んだとき　こどもが　いる　配偶者<夫や妻>と　こどもが　もらえます。

年金を　もらう　ときは　年金事務所や　市役所の　1 階にある　国民年金窓口センターに聞いて　ください。

姫路年金事務所　　電話　079-224-6382

日本の　新しい　生活

国民年金への加入手続きは

●脱退一時金<年金を　やめたときに　返ってくる　お金>について

６か月より　長く　国民年金や　厚生年金保険に　入っていた　外国人が　年金を　やめたとき脱退一時金<年金を　やめたときに　返ってくる　お金>が　もらえるときが　あります。老齢基礎年金を　もらうことが　できない人が　もらえます。日本の　住所が　なくなった日から　２年の間に　申し込んで　ください。

姫路年金事務所　　電話　079-224-6382